

香港国家安全維持法施行と香港の状況



香港国家安全維持法（国安法）施行と香港の今後

(1) 香港の概要と歴史

香港の概要

面積：1,101km² (東京都:2,186 km² の50.4%)
 人口：740万人 (東京23区:957万人の77.3%)
 公用語：中国語、英語 (人口の89%は広東語を話す)
 一人あたりGDP:48,627米ドル (日本:40,256ドル)

香港の政治経済の特徴

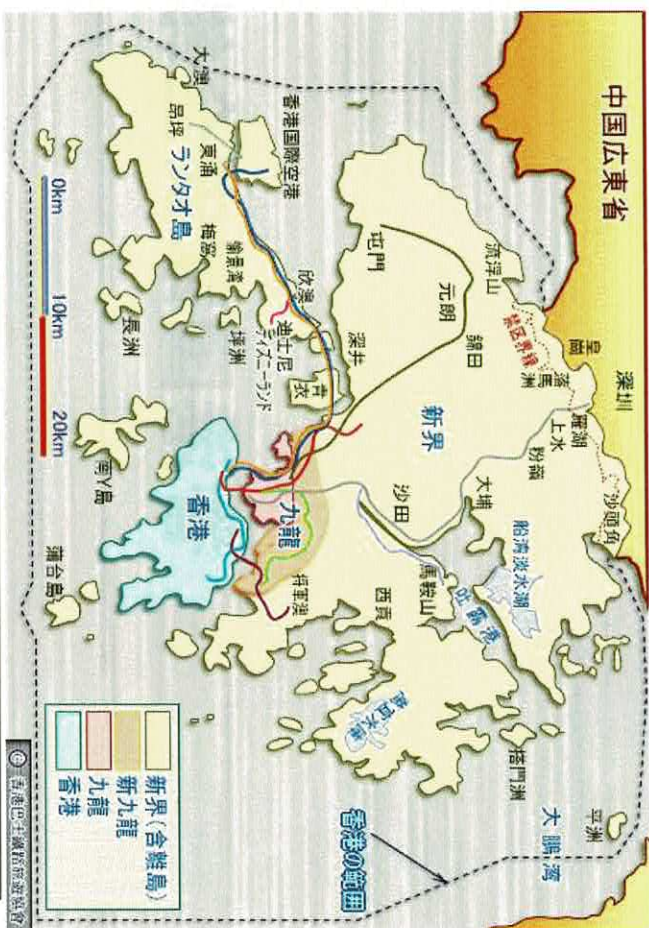
1. レッセフェールと低税率国(法人税16.5%、個人所得税15.5%、相続税もキャピタルゲイン課税も無い)
2. 規制の少ない自由貿易港(関税率原則ゼロ)
3. 日本産農水産物の輸出先として香港は10年以上連続世界第1位、日本の水産物が好まれている。(第1位 香港(23.3%)、第2位 中国(14.8%)、第3位 米国(13.0%))
4. 中国からの訪問者が、新型コロナウイルス感染症流行前は年間500万人を超えていた。

【香港返還等の裏話】

1. 香港は中国から逃げてきた人の国
2. 本当は逃げ足が速い?
3. イギリスの植民地時代は民主化が進んだ?
4. 香港の新空港開港 (1998年)
5. 「香港の水」と親日感情
6. 香港ボルのペッグ制と米中問題 等

【国安法制定までの主な出来事】

1842年 8 月 香港島が英国に割譲
 1860年 10 月 九龍半島南端を割譲
 1898年 7 月 新界・周辺島嶼を99年間租借
 1984年 12 月 中英共同声明に調印
 1990年 4 月 香港基本法が成立
 1997年 7 月 英国が香港の主権を中国に返還



1997-2019 年

2020 年7月-

-1997 年

香港返還

民主化運動の高まり

急ピッチの立法化手続き

中国政府的懸念するイベント

2020 年5-6月

2003年 7 月 国家安全条例案に50万人が抗議 (9月に撤回)
 2012年 9 月 中国国民としての「愛國教育」導入反対デモ (同月撤回)
 2014年 9 月 選挙民主化を求め、学生らが幹線道路を占拠 (雨傘革命)
 2019年 6 月 逃亡犯条例改正案反対へのデモの激化 (9月に撤回)
 2019年 11 月 区議選で民主派が歴史的勝利

2020年 7 月 立法会議員選挙 立候補受付開始
 9 月 立法会議員選挙 (1年延期)
 11 月 米大統領選挙
 秋頃 G7サミット
 2022年 3 月 香港行政長官選挙

2020年
 5月28日 中国全人代が国安法の導入を決定
 6月18日～20日 全人代常務委を臨時開催し同法を審議
 6月28日～30日 全人代常務委を臨時開催し国家安全法を採択・成立 (30日) 同日23時より施行

(2) 香港基本法と返還から今までの香港

○香港基本法：1990年4月に成立した一国二制度により香港において社会主義制度・政策が実施されない旨を定めた香港における憲法。

なお、一国二制度は中華人民共和国憲法31条で規定されている。

- ・香港特別行政区は中華人民共和国の不可分の領土である。(第1条)
- ・中国の全人代(中国の国会)は当該基本法に基づき、香港特別行政区の高度な自治を実施し、行政管理権、立法権、独立した司法権および終審権を享有する権限を香港特別行政区に授与する。(第2条)
- ・現行の資本主義制度は、50年間維持する。(第5条)
- ・香港特別行政区は行政機関、立法機関および司法機関は中国語以外に英語を使用することができる。英語も公用語とする。
- ・中央人民政府は香港特別行政区に関する外交事務を管理し、その責任を負う。(第13条)
- ・中央人民政府は香港特別行政区の防衛を管理し、その責任を負う。(第14条)
- ・香港特別行政区は立法権を享有する。全人代常務委員会は、香港特別行政区基本法委員会に意見を求めた後、本法が中央の管理事務および中央と香港特別行政区との関係についての条項に合致しないと認めた場合、差し戻すことができる。(第17条)
- ・香港特別行政区は国に対する謀反、国家を分裂させる行為、反乱を先導する行為、中央人民政府の転覆、国家機密窃取のいかなる行為も禁止し…(中略)。(第23条)

1. 香港基本法の解釈権とその行使(1999年香港居住権問題、2004年行政長官および立法会の選出方法直接選挙化問題、2005年の任期途中で退任した行政長官の後継者人気問題)

2. 政治問題化した香港基本法(基本法23条で中国政府に対する反逆、分離、転覆を禁止する内容の国家安全法を制定することが定められている)⇒2003年国家安全条例の施行で50万人の大規模抗議デモが発生、法制化を断念。董建華行政長官は辞任。
⇒基本法第24条と「来港生仔團」問題(中国から妊婦が香港に押し寄せる)
⇒2012年9月「愛国教育」導入反対デモ
⇒2014年9月選挙民主化で雨傘革命
⇒2019年6月「逃亡犯条例」反対でのデモ激化
⇒2020年5月香港民主化デモ発生で全人代第13期第3回会議で国家安全維持法が制定

(3) 国際都市香港の将来（香港最大の地場銀行からのヒヤリング）

Q1. 国安法は香港経済へ影響を与えるか？

A. 国安法は、企業活動や市場活動、資本配分に影響を及ぼすことを意図的にしたもので無く、保有データを取り扱うことや、金融市場及び関連するビジネス情報の発信、アクセス、分析の実施、または意見の表明に影響を与えることは想定されていない。外国等との交流に影響を及ぼすものでも無いことから、今まで通りの金融活動が行われる。

Q2. シンガポール等と比較した際、国際金融都市としての香港の地位低下の可能性はあるか？

A. 企業や富裕層が香港からシンガポールに逃避している事実はなく、米中間の緊張により、アリババ等の多くの米国に上場する中国企業が香港にも重複上場するなど、2020年第一四半期に香港証券取引所の新規上場(IPO)は37件あり、世界でIPO案件数はトップだった。

Q3. 米国の香港関連の制裁が香港ドルの地位に影響を及ぼす可能性はあるか？

A. 香港ドル/米ドルの為替レートは米ドルペッグ制度(1米ドル=7.8香港ドル)の目標圏内で推移しており、資金流出にかかる兆候も見られない。逆に6月以降は110億米ドル相当の資金が流入しており、一部には米国がドルペッグ制を停止との向きもあるが、そのような懸念は無いものと思われる。

中国企業のIPOの7～8割、中国の海外からの直接投資(FDI)の受け入れの8割が香港経由であり、海外から中国への資金の玄関口となっていること等から、香港の国際金融センターとしての地位は揺るがないと考えられます。今後想定されるリスク要因は以下の4点と考えられる。

1. 言論統制の強化：言論・表現の統制が更に強化されることにより優秀な人材が海外流出、進出企業の撤退により、香港全体の力が弱体化すること。
2. 中国の弱体化：香港の中国経済への依存度が一層高まることにより、中国経済の低迷や中国自体に対するリスクが顕在化した場合、香港・華南地域で撤退の動きが出る可能性
3. 香港ドルの米ドルペッグの崩壊：米ドルペッグ制崩壊による国際金融センターとしての地位低下の可能性（現時点で実施される可能性は低いとの見方が強い）
4. 国安法による超法規的事案の発生：国安法の運用において、現行法を大きく逸脱する事例や具体的事象が発生し、法的リスクが増大することで、撤退を検討する企業が増加する可能性

【参考】 香港での販路拡大

【2019 香港貿易発展局主催のフードエキスポ】

アジア最大級の食品フェア「フードエキスポ(美食博覧)」が湾仔の香港コンベンション&エキジビションセンター(HKCEC)で2019年8/15～17の日程で開催され、当金庫は三河地方の食品関連企業人も海外販路拡大に資するため、当金庫4ブースと蒲郡市役所3ブースの計7ブース14社の出展支援を実施しました。

「逃亡犯条例」の撤回を要求するデモの影響により、主催者側の発表で前年比2割減の17,924人の来場とこのでしたが、出展者からは「例年の半分程度ではないか」との声も聞かれ、影響は大きいと言わざるを得ません。

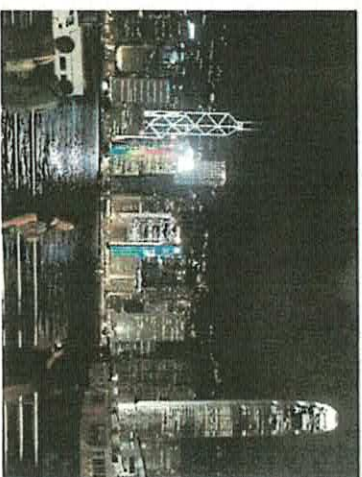


賑わう当金庫ブース

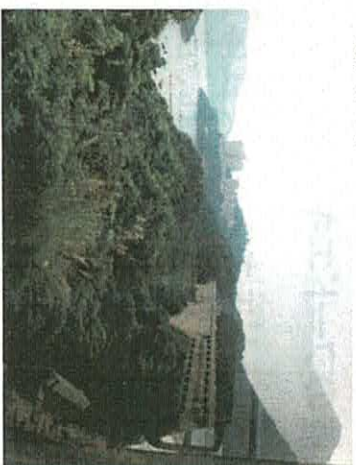


蒲郡市役所職員とインターンシップの学生が市をPR

【香港の夜景】



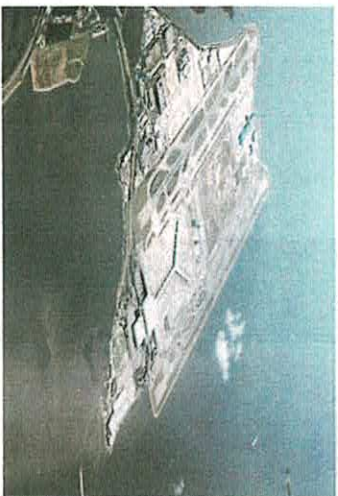
【溜池】



【水を運ぶパイプライン】



【香港国際空港】



【カナダで歓待】



【販路拡大の取組】

